

**男女共同参画に関する研修
参加費の一部を補助します**

■補助の対象者

市内在住者で、ほかの公的機関から補助を受けない方

■補助対象となる研修

市外で開催される男女共同参画に関するフォーラム、講座など。

※12ページ中段に掲載の日本女性会議なども補助の対象になります。

■補助金額

研修参加に要する旅費のうち、2分の1を補助します。

■問合せ

市庁舎本館総務課
男女共同参画係

TEL 0897-52-1206

6月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

6月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成3年4月12日から同年6月2日までに生まれた方および平成23年1月1日から平成23年3月1日までに転入の届出をした方で、平成23年6

月1日現在において、平成23年4月1日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

6月3日(金)～7日(火)
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局

TEL 0897-52-1263

教科書を展示します

市内の小・中学校で使用している教科書を展示します。会場内のアンケート用紙で皆さんのご意見をお聞かせください。

■展示期間

6月17日(金)～7月5日(火)
開館日・時間は各図書館と同じです。

■展示会場

○西条教科書センター 西条図書館2階一般開架室北側

○西条教科書センター丹原分館 丹原図書館一般図書コーナー南西隅

■問合せ

市庁舎別館学校教育課
学務係

TEL 0897-52-1252

労働保険の年度更新手続き

労働保険（労災保険・雇用保険）の平成23年度の年度更新を行ってください。

■手続期間

6月1日(水)～7月11日(月)

■電子申請

URL <http://www.e-gov.go.jp/>

■問合せ

○愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089-935-5202

○新居浜労働基準監督署
TEL 0897-37-0151

子ども手当の現況届は不要です

今年度6月の現況届の提出は、平成22年度子ども手当法が6カ月間延長されるため不要となりました。

10月以降については、届け出・申請が必要となる場合がありますので、決まり次第広報などでお知らせします。

■問合せ

○市庁舎別館女性児童福祉課
子育て支援係

TEL 0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

TEL 0897-52-1252

第3号被保険者の皆さまへ

—手続きのお忘れはありませんか？—

第2号被保険者（厚生年金や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

加入手続きは配偶者である第2号被保険者の勤務先を経由して行い、以下の場合にも手続きが必要です。

- 問合せ** ○新居浜年金事務所 国民年金課 TEL0897-35-1368
○市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
○各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

こんなとき	被保険者種別	届け出先
○配偶者が会社を退職したとき ○配偶者の扶養から外れたとき ○配偶者と離婚したとき ○配偶者が65歳になったとき	第3号被保険者 → 第1号被保険者	住所地の市町村
本人が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号被保険者 → 第2号被保険者	勤務先
配偶者の加入する被用者年金制度が変わったとき	第3号被保険者のまま (種別は変わらないが届け出は必要)	配偶者の勤務先
本人の住所が変わったとき	———	配偶者の勤務先